

南アルプス市Facebook運用ガイドライン

1 Facebookとは

Facebookとは、米国で生まれたソーシャルネットワーキングサービス(SNS)で、実名登録で利用するのが特徴である。

2 目的

グローバルスタンダードなSNSであるFacebookを広報媒体として利用し、市政情報を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこのガイドラインで定める。

3 適用範囲

このガイドラインは、本市公式Facebookを運用する全ての者に適用する。

4 Facebookページ

Facebookページは本市公式のものを一つ設置し、その管理は秘書課が行う。

5 投稿

- (1) 投稿者は、秘書課の他、秘書課長が必要と認める課(室)の職員とする。
- (2) 投稿内容は、原則として「広報南アルプス」と「市公式ホームページ」に掲載する内容、緊急・防災情報またはその関連情報とする。
- (3) 南アルプス市Twitterからの投稿を南アルプス市Facebookへ自動投稿する場合がある。
- (4) シェア、コメント及び「いいね！」ボタンクリックは原則行わないものとする。但し、公式アカウントの確認がとれる国または地方公共団体の運用するアカウントはこの限りではない。

6 フォロー

- (1) フォローを受けた場合は、原則として拒否(ブロック)しないものとする。但し、本市Facebook運用に対しての明らかな妨害または妨害と判断できる場合、または悪質なスパムと判断できる場合はこの限りではない。
- (2) 南アルプス市からは、原則フォローをしないものとする。但し、公式アカウントの確認がとれる国または地方公共団体の運用するアカウントはこの限りではない。

7 乗っ取り・成りすましへの対応

アカウントの乗っ取りや成りすましを発見した場合は、速やかにFacebookサポートに連絡し対応を要請するとともに、市公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

8 遵守事項

このガイドラインのほか、南アルプス市ソーシャルメディアの運用基本に関するガイドライン、Facebook利用規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

9 停止または削除

Facebookの運用が困難と判断される場合には、市公式ホームページに明記したうえで速やかにFacebookを停止、またはアカウントを削除するものとする。

10 その他

- (1) 投稿内容に関しては、投稿した職員の所属する課(室)がその責を追うものとする。
- (2) 遵守事項に違反する行為を行った場合、秘書課長は対象職員に対して一定期間Facebookを運用することを禁止することができる。
- (3) このガイドラインに定めがない事項については、秘書課が適切な判断を行うものとする。